

あいサポート企業・団体による『合理的配慮の提供事例』について

平成 28 年 4 月 1 日に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を踏まえ、本県では、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、障害を理由とする差別の解消を目的とした各種普及・啓発活動を行っています。

また、本県では、障害がある人の特性を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践する「あいサポート運動」を推進しているところであり、障害者にとっての社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供事例について広く県民に周知し、法の趣旨についてより一層理解を深めていただくため、貴企業・団体における合理的配慮の実践事例を提供していただくようお願いします。

1 対象事例

合理的配慮の提供事例（社会的障壁の除去を目的とするもの。）

2 募集対象

あいサポート企業・団体

3 募集期間

平成 29 年 5 月 19 日（金）まで

4 回答方法

- 1) 同封する様式に記入していただくか、県のホームページから様式をダウンロード（「6 応募様式等」を参照）の上、郵送、メールまたは F A X で提出してください。
- 2) 原則として 1 つの事例につき 1 枚のシートに記入して提出してください。
- 3) 差し支えない範囲で、対象となった障害者の障害種別、年齢、性別を記入してください。
- 4) 事例の参考となる写真や資料などがございましたら、メールでデータを提供してください。

5 その他

- 1) 提出いただいた用紙はお返ししませんので、あらかじめご了承ください。
- 2) 企業・団体名及び提供いただいた事例については、個人の特定が可能な情報を除き、広島県障害者差別解消支援地域協議会において内部利用するとともに、県のホームページ等での公表を予定しております。なお、事例内容の重複などの理由で掲載できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 3) 個人情報の取扱いには十分に注意し、他の目的に利用することはありません。

6 応募様式等

様式のダウンロードはこちらから

県のホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

[トップページ](#)⇒[組織で探す](#)⇒[健康福祉局・障害者支援課](#)⇒[障害者制度改革](#)

（もしくはトップページから [障害者差別解消法](#) で検索）

⇒障害者差別解消法が施行されました！～「合理的配慮の提供事例」

7 提出先・問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県健康福祉局障害者支援課 自立・就労グループ（担当：神笠，佐藤）

TEL：082-513-3157，FAX：082-223-3611

E-mail：fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

※電子メールで提出される場合は、件名に「障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供事例」と入力をお願いします。